

# 光化学協会会則

(1976年10月24日 制定)

改正 1992年9月17日、1999年9月17日、2000年9月25日、2005年9月13日、2007年9月27日、2011年9月7日、2012年9月13日、2013年9月12日、2014年10月12日、2017年9月5日)

## 第1章 総則

第1条 本会は、光化学協会(The Japanese Photochemistry Association, 略称JPA)と称する。

第2条 本会は、会員相互の連絡、提携および知識の交換を図り、光化学の基礎および応用研究の進歩と発展、並びに産業分野への貢献を目的とし、併せて、APAと協力して、EPAおよびIAPSとともに世界の光化学分野の発展に寄与するものである。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

1. 光化学討論会の主催と学術講演会、研究会等の開催
2. 会誌等の刊行物の発行
3. 内外の関連学協会との連絡および情報交換
4. 研究の奨励および研究業績の表彰
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 本会に、前条の事業の遂行および会の運営に伴う事務を処理するため、事務局を置く。

## 第2章 会員

第5条 本会の会員は、つぎに掲げる名誉会員、永年会員、正会員、学生会員、および賛助会員の5種類とする。

1. 名誉会員 光化学またはその関連分野について、特に顕著な功績のあった者で、所定の手続きを経て総会において承認された者
2. 永年会員 65歳以上で20年以上継続して会員である者に資格を与える。永年会員の継続は5年ごとの本人の意思表示による
3. 正会員 光化学またはその関連分野の研究に従事するかまたは関心を有する者
4. 学生会員 光化学またはその関連分野の研究に従事するかまたは関心を有し、大学院、大学、またはこれに準ずる学校に在籍する者
5. 賛助会員 本会の趣旨に賛成し、その事業を援助する個人または団体

第6条 会員は、毎年下記の会費を前納するものとする。ただし、特別の場合はこれを減免する事ができる

1. 正会員 年額 3,000円
2. 学生会員 年額 2,000円
3. 賛助会員 年額 1口以上(1口を10,000円とする)
4. 名誉会員及び永年会員については会費を免除する。

第7条 本会に入会を希望する者は、所定の様式により入会の申し込みをし、理事会の承認を受けるものとする。退会を希望する者は、書面で申し出るものとする。

第8条 国外からの入会および会費については、理事会において決定する。

第9条 会費を2年以上滞納した者および理事会において本会の会員として不相当と決議された者は、会員の資格を失う。

### 第3章 役員等

第10条 本会につきの役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 理事 27名以内
4. 監事 2名

第11条 理事のうち1名を常任理事・副会長とし、4名を常任理事とする。

第12条 本会に顧問若干名を置くことができる。

第13条 役員等の選出は、つぎの方法による。

1. 理事18名は2年ごとの半数(9名)改選とし、正会員の連記無記名投票による選挙を行って、正会員の中から選出する。ただし、理事の半数改選によらず、少なくとも2名の女性の選出理事が含まれるものとする。選挙方法の詳細については、別に定める。
2. 次期会長は正会員の中から選出する。前号によって選出された当該年度18名の理事による会長候補者推薦委員会における無記名投票によって候補者3名程度の推薦を決定する。引き続き、全会長候補者に対する正会員によるオンライン直接選挙を行って次期会長を選出する。選挙方法の詳細については、別に定める。
3. 会長は任期2年の理事7名以内を、会員の中から選出することができる。これとは別に光化学討論会世話人代表2名(討論会開催の当該年度1名およびその前年度1名)を討論会担当理事とする。
4. 当該年度の任期2年の常任理事・副会長および常任理事は、次期会長の指名によって、第1号および第3号によって選出された理事の中から選出する。ただし、少なくとも3名の当該年度の常任理事・副会長および常任理事は、第1号によって選出された理事の中から選出するものとする。
5. 監事は、総会で会員の中から選出する。
6. 顧問は、常任理事会の議を経て、会長が委嘱する。

第14条 役員等の任期は、つぎのとおりとする。

1. 会長の任期は、2年とし、再任することはできない。
2. 副会長の任期は、2年とする。
3. 前条第1号によって選出される理事の任期は4年とし、連続して選挙選出理事になることはできない。また、前条第3号によって選出される理事の任期は2年とし連続して理事になることは妨げないが、三回連続して理事になることはできない。
4. 監事の任期は、2年とし、再任は妨げないが、四期連続して監事になることはできない。
5. 顧問の任期は、2年とし、再任は妨げない。

第15条 役員等の任務は、つぎのとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長の任務を補佐する。会長に事故のあるとき、副会長は会務を代行する。
2. 理事は、本会の運営に参画し、必要に応じて会務を分担する。
3. 常任理事は、理事会の委任を受けて、常務を執行する。
4. 監事は、会務および財産の状況を監査し、総会および理事会に出席して意見を述べることができる。

5. 顧問は、会長その他の役員の諮問に応じ、また本会運営上必要な助言を与える。

#### 第4章 総会

第16条 総会は、全会員をもって構成し、会長がこれを招集して議長となる。

第17条 年1回定期総会を開く。会長が必要と認めたとき、監事の請求があったとき、または会員の3分の1以上の請求があったときには、臨時総会を開くものとする。

第18条 総会は、委任状を含めて正会員の10分の1以上の出席がなければ開くことができない。

第19条 総会に付議すべき事項は、つぎのとおりとする。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. 次期会長を除く役員の選任
4. 会則の変更
5. 被表彰者の決定の報告
6. その他理事会が必要と認める事項

第20条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。

#### 第5章 理事会および常任理事会

第21条 理事会は、会長および理事をもって構成し、会長がこれを招集して議長となる。

第22条 理事会は、必要に応じて随時開催する。

第23条 理事会は、委任状を含めて構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

第24条 理事会は、つぎの事項を審議する。

1. 総会に付議する事項
2. 総会から委託された事項
3. 事業計画および運営方針
4. 役員の選出
5. 被表彰者の決定
6. その他必要な事項

第25条 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。理事会の議事については議事録を作成し、当該理事会で選出された2名以上の議事録署名人の署名をもって確定する。

第26条 理事会は、会議の開催に代えて、書面又は電磁的記録により、構成員の3分の2以上の回答が有り、かつその内の過半数の同意で決議することができる。

第27条 常任理事会は、会長および常任理事を持って構成し、会長がこれを招集して議長となる。

第28条 常任理事会は、つぎの事項を審議する。

1. 理事会に提出する議案および理事会から委託された事項
2. 事業および運営に関する会務
3. 収入および支出に関する会務
4. 委員会の設置、改廃および委員会の人事
5. その他必要な事項

#### 第6章 委員会

## 第29条 本会につきの委員会を置く

1. 会誌委員会
2. 英文誌委員会
3. 光化学普及委員会
4. 会員増強委員会
5. 男女協同参画委員会
6. 光化学協会賞等審査委員会
7. APA連絡委員会

第30条 本会に、必要に応じて前条以外の委員会を置くことができる。

第31条 委員会の構成、任務については、別に定める。

## 第7章 会計

第32条 本会の経費は、会費、寄付金、およびその他の収入をもって充てる。これらの資金は一般会計、特別会計、及び英文誌刊行基金により管理する。特別会計は賞のための基金であり、英文誌刊行基金は英文誌の講読費を集め支払うと共に、英文誌刊行に対する寄付金、及びそれに伴うその他の収入と支出を管理する基金である。

第33条 本会の資産は、会長が管理する。会計業務は、常任理事が行う。

- 2 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い、法律に従う手続きを行うものとする。

第34条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

## 第8章 解散

第35条 本会の解散および解散に伴う残余財産の処分は、理事会および総会の議決を経なければならない。

## 付 則

1. この会則は2013年9月12日から施行する。
2. この会則に基づいて行われる初回(2013年度)の理事選挙において選出される理事18名のうち、移行措置として、得票数の多い者から9名の理事任期为4年とし、残り9名の理事任期为2年とする。
3. この会則は2014年10月12日から施行する。
4. この会則は2018年1月1日から施行する。